

一般財団法人 大分県教職員互助会

3号会員 入会届・入会記念品請求書

(臨時的任用職員用)

一般財団法人大分県教職員互助会3号会員運営規則第3条に基づき、貴会への入会を届け、入会記念品を請求します。

		記入日		年	月	日
所属コード		フリガナ				
採用 所属所名 (ゴム印可)		氏 名				
		公立学校共済組合 組合員証番号				
生 年 月 日		(昭和・平成)		年	月	日
公立学校共済組合 資格取得年月日 (注)		(令和)		年	月	日

(注) 臨時的任用職員として、公立学校共済組合の資格を取得した方が対象となります。 ※西暦・和暦どちらでも可

※公立学校共済組合の資格を一度喪失した後、再度資格を取得した方も対象となります。

(臨時的任用職員を退職後、概ね1か月以内の採用は資格が継続しますのでご注意ください。継続の判断は公立学校共済組合)

正規職員(再任用フルタイムを含む)を退職した後、臨時的任用職員に採用された方は記入してください。

退職年月日	退職時所属所	退職互助部加入の有無 (該当する番号に○)	現職3号会員資格	手続き
(平成・令和)		① 既に加済済	加入資格がないため手続き不要です	
年 月 日付退職		② 非加入(注)	あり	本請求書を提出

※西暦・和暦どちらでも可

(注) 2の非加入に該当の方は、次の場合です。

- ・過去の退職で退職互助部に加済しなかった方
- ・今回退職し「退職互助部未加入届」を提出した方または提出する方

注 意 事 項

1. 該当箇所に記入の上、提出してください。日付記入は西暦・和暦どちらでも可。捺印は不要です。

2. 次の方は、3号会員の入会資格がありません。この請求書の提出は不要です。

- 1) 臨時講師(職員)で公立学校共済組合資格が継続の方
 - ①所属を異動した場合(公立学校共済組合の資格は継続するため)
 - ②臨時的任用職員を退職後、概ね1か月以内に採用され公立学校共済組合の資格が継続する場合
※継続の判断は、公立学校共済組合が行います。
- 2) 非常勤講師(職員)等に採用の方
※2022年10月から公立学校共済組合員の資格を取得しますが、当会には加入できません。
2023年10月までに当会資格を付与するか否かを決定します。
- 3) 既に退職互助部に加済している方
- 4) 正規職員(再任用フルを含む)を退職し、「退職互助部加入届」を提出した方又は提出する方

3. 3号会員加入期間は採用日の翌々月末までです。

※「えらべる倶楽部」の登録等の手続き等のため、採用後なるべく速やかに本請求書の提出をお願いします。